

## ルームシェア規約

宿泊提供者を甲、宿泊希望者を乙とする

### 1条.宿泊代は

一泊 円とする

宿泊代金は、宿泊予定の 前迄に乙は支払いを済ませる事。甲は、乙の支払いが手渡しなどの場合は、領収書を発行しなければならない

### 2条.退室は

乙は、退室予定の 日までに、甲に知らせなければならない。

この期日をきっての、退室の場合は、甲は乙に期日をさかのぼって、宿泊代金の %を請求できるものとする。転出届・郵便の転送届け等も退室前に済ませておく事

### 3条.光熱費は、一日 円とする

過剰に使用がみられた場合はこの限りではない。追加で請求する場合は、甲は前年度と今年度の光熱費の領収書の比較などを乙に見せて、説明しなければならない

光熱費には、 が含まれる

### 4条.宿泊代金以外にかかるもの

保証金 円

乙は、甲から鍵を預かる時に、保証金を支払わなければならない

甲は、乙に預かり金としての、証明書を発行しなければならない

また退室時は、甲の立ち会いのもと、以下の項目をチェックし、鍵の返却と同じタイミングで、甲は保証金を返却しなければならない

乙は、使用前の状況に戻す事に努め、退室時には部屋を掃除すること

甲は乙の退室時に次にあげる問題があれば、保証金からしかるべき損害を精算できるものとする

(1)部屋の過失的な損傷

(2)身の周りの片付け(乙の私物が残されていないか)

(3)1条,2条,3条の滞納及び5条の損失

#### 5条.損害賠償について

(1)何かの不祥事(刑事事件・騒音等)で全員出て行かざるを得ない時は迷惑料として、乙はしかるべきの賠償金を甲に支払う

(2)鍵を無くしてドアの鍵を変える時は、全員の実費を負担する事

#### 6条.生活について

(1)リビングのTVやPC使用は深夜12時まで朝は6時からとする

(2)ゴミ出しと共有スペースの掃除は当番制とする

(3)浴室及びキッチンの使用時間帯は、話し合い又はポードに記入し、皆が快適に生活できるように心がける事

#### 7条.プライバシー

(1)お互いのプライバシーには干渉しない事

(2)金銭の貸し借りはしない

(3)金銭は各自がしっかりと保管し、もし紛失しても他の責任を問わない事。ただし泥棒などが入った場合はこの限りではない

(4)各個人の部屋はたとえ開いていても覗いたり入ったりしない事、また出かける時は各個人の部屋は閉めておく事

(5)プライバシーの侵害や各自の安眠の妨げをしない事

(6)最低限のマナーとして挨拶はする事。(おはようございます・行っ

てきます・ありがとう等)

(7)何か問題があれば感情で表現するのではなく、共同スペースに置いてあるボードにメッセージを書いたり、何事も話し合う事

(8)数日部屋を留守にするからと言って部屋代の返金はしない(ただし光熱費はその程度により考慮する)

(9)お互い助け合いや共有の精神で生活していく事

(10)合鍵は絶対に作らない事

(11)車両を借用した場合の事故や違反などは自己責任です

(12)宗教的な勧誘や仕事に関わる営業行為をしないこと

(13)ペットの飼育は禁止です

(14)タバコは、ベランダ又は定められた場所で吸うこと

#### 8条甲の権限

(1)甲は乙と一ヶ月経って何も連絡がない場合は立会人のもと、乙の部屋を片づけることができる

(2)ルームメイト規約を乙が守らない場合、甲は期日を待たず乙を退室させることができる。ただし、甲は乙に対して注意をしたにも関わらず乙が守らなかったことに限る

#### 9条乙の権限

6条、7条を甲や別の宿泊者が守らない場合、乙は甲に改善を求める権利がある。甲は乙に対して、環境を改善する努力をしなければならない。改善の依頼をした日から2週間経っても、改善が見込まれない場合

は、期日に関わらず、乙は退室することができる。この時の退室に限り、2条は適応されない。

#### 10条 ルームメイト規約

甲と乙は話し合いのもと、必要に応じて規約の変更をすることができる

以上の1条-10条の内容に同意することを誓約します。

この規約は乙の宿泊開始日平成 年 月 日より有効です。

甲 住所  
名前 印

乙住所  
名前 印

緊急時連絡先：

預かり金

乙(名前) 様

金 円

ルームメイト規約の契約に基づき、保証金として預かりましたことを証明致します。

平成 年 月 日

甲:住所

甲:名前 印

..割印.....割印.....割印.....

預かり金

乙(名前) 様

金 円

ルームメイト規約の契約に基づき、保証金として預かりましたことを証明致します。

平成 年 月 日

甲:住所

甲:名前 印

## 領収書

乙(名前) 様

金 円

ルームメイト規約の契約に基づき、  
平成 年 月 日から平成 年 月 日までの宿泊代金及び光熱費を領収  
致しました。

甲:住所

甲:名前

平成 年 月 日

.....

規約は、2部作成し、甲乙が各自で保管するのが一般的です

預かり証は、割印の点線のところでハサミで切り、二つの用紙が合わさるように、  
甲の印鑑を割印と書いているところに押し、片方を甲が保管し、片方を乙が保管す  
るのが一般的です

規約というものは、どちらかが有利につくられているのが一般的ですが、甲と  
乙がフェアな立場で快適な生活を暮らせるように、参考資料を提示させて頂きま  
した。こちらの規約は実際に、J55Clubの管理人が沖縄で、宿泊提供者さんから案  
内頂いたものを原稿にしています。共同生活が始まる時に、ルールを決める事によ  
り、とても快適な生活を送る事ができた経験のもと、参考として公開をさせて頂い  
ております